

第8章 保存管理・活用の基本方針

8-1 目標

浅間山熔岩樹型は、天明3（1783）年の浅間山噴火の際に発生した火砕流によって形成されたもので、日本国内では浅間山麓周辺と富士山麓周辺等数カ所で熔岩樹型の存在が確認されているが、浅間山熔岩樹型のように火砕流によって形成された自然現象は、世界的にも類を見ない貴重な文化財であり、学術上の価値が極めて高いといえる。

また、平成30年から令和2年にかけて実施した分布調査により、その分布数は2,117カ所と他に類を見ないほど多数に上ることが判明しており、鬼押出し溶岩や県指定史跡である天明三年浅間やけ遺跡などと関連して、当時の噴火災害の規模や壮絶さを後世へと伝える災害遺構としての価値も有している。

このような価値を有する「浅間山熔岩樹型」を適切に保存し、後世へと継承していくとともに、文化財を地域の資源として捉え、積極的に活用を図る必要がある。

今後の調査研究の発展に資するとともに、防災・減災教育や自然学習の場として広く活用してもらい、村民を始めとした多くの人々に親しまれる文化財となるよう、整備していくことを目指す。

8-2 基本方針

（1）保存管理の基本方針

文化財保護法の下、浅間山熔岩樹型の本質的価値を適切に保存し、その価値を次世代へと受け継いでいくために保存管理の方法並びに現状変更等の取扱い方針を定める。

（2）活用の基本方針

浅間山熔岩樹型の構造や火砕流堆積物の一部を火山学や地質学等の研究に役立てるとともに、研究成果を防災・減災や天明3年の浅間山の噴火について学ぶための教材として積極的に活用する。また、鬼押出し溶岩流や風穴群などと合わせて魅力ある観光資源として活用する。

（3）整備の基本方針

浅間山熔岩樹型の本質的価値を適切に保存し、その価値を分かりやすく伝えるための環境を整備する。浅間山の噴火に関連する周辺の景観や文化財などと関連付けながら、見学者の安全面にも配慮した見学環境を整える。

なお、整備については、嬭恋村における他の計画と整合性を図りつつ、連携しながら進める。

（4）運営・管理体制の整備の基本方針

嬭恋村教育委員会を中心に、周辺の関連施設や庁内関係部局等と連携した運営体制を構築するとともに、国や県、地域と連携しながら浅間山熔岩樹型の適切な保存と整備を行い、積極的な活用を目指す。